

○洲本市立小学校及び中学校における学校給食費の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食に係る学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費で保護者等が負担しなければならないもの又はこれに類する経費で市長が学校給食を受ける教職員等に負担させることが相当であると認めるものをいう。
- (2) 学校給食 洲本市(以下「市」という。)が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校(以下「小学校」という。)又は中学校(以下「中学校」という。)(以下「市立学校」と総称する。)その他市長が指定する場所において、その児童生徒又は教職員等に対して実施される給食をいう。
- (3) 保護者等 児童生徒の保護者(学校給食法第11条第2項に規定する保護者をいう。)その他これに準ずる者として市長が適当と認める者をいう。
- (4) 教職員等 市立学校の教職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する教職員及び単純な労務に雇用される者をいう。)その他学校給食を受ける者をいう。
- (5) 児童生徒 市立学校に在籍する学校教育法第18条第1項に規定する学齢児童(以下「児童」という。)又は学齢生徒(以下「生徒」という。)をいう。
- (6) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童生徒の保護者等及び教職員等をいう。

(学校給食の単価)

第3条 学校給食の1食当たりの額は、児童に係るものにあつては260円、生徒又は教職員等に係るものにあつては280円とする。

2 前項に規定する学校給食の単価の内訳は、次の表のとおりとする。

学校給食を受ける者	牛乳	パン	米飯	副食 (パンの日)	副食 (米飯の日)
児童	50円	50円	35円	160円	175円
生徒、教職員等	50円	50円	35円	180円	195円

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、これらの項に規定する額を変更することができる。

(学校給食の実施回数)

第4条 当該年度において実施する学校給食の回数は、教育委員会が別に定める基準に従い、市立学校の校長が学校行事等を考慮して別に定める。

(学校給食の申込み)

第5条 次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者等は、学校給食申込書（様式第1号）を市長に提出して、当該児童生徒に対する学校給食の供給を申し込まなければならない。ただし、当該申込みをした後に当該各号のいずれかに該当した場合において、当該申込みに係る児童生徒が引き続き市立学校に在籍することとなるときは、この限りでない。

(1) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項又は第8条の規定により、当該児童生徒の就学すべき学校として市立学校の指定を受けたとき。

(2) 学校教育法施行令第9条第1項の規定により、市立学校における当該児童生徒の就学に関する承諾を受けたとき。

2 市長は、保護者等から前項の規定による申込みがあったときは、当該児童生徒に対し、学校給食を供給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、第1項の規定による申込みがない場合においても必要があると認めるときは、学校給食を供給することができる。

(学校給食費の徴収等)

第6条 市長は、毎年度、学校給食費負担者から当該年度における学校給食費を徴収する。

2 4月から翌年3月までの各月（8月を除く。）に供給された学校給食について徴収する学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、徴収する月又は金額を変更することができる。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 その月に当該児童、生徒又は教職員等について供給された学校給食の数に、当該児童、生徒又は教職員等の区分に応じて第3条第1項に規定する学校給食1食当たりの額を乗じて得た額

(2) 食物アレルギーその他教育委員会が別に定める事由により、次に掲げるもののみの供給を受ける場合 それぞれ定める額

ア 牛乳以外のもの 当該児童、生徒又は教職員等について、前号の規定により算出された額からイの規定により算出された額を控除した額

イ 牛乳 その月に当該児童、生徒又は教職員等について供給された学校給食の数に、当該児童、生徒又は教職員等の区分に応じて第3条第2項に規定する牛乳の単価を乗じて得た額

3 市長は、毎年度、学校給食費に関し、各月における納付すべき金額、納期限その他市長が必要と認める事項を市長が別に定める学校給食費口座振替予定通知書又は学校給食費納付予定通知書により学校給食費負担者に通知するものとする。

(学校給食費の納期限)

第7条 学校給食費の納期限は、毎年4月から翌年3月までの各月（8月を除く。）の翌月（3月分の学校給食費にあつては、3月）の25日（当該日が（洲本市の休日を定める条例（平成18年洲本市条例第2号）第2条第2項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に該当するときは、

その翌日)とする。

- 2 市長は、災害その他やむを得ない事由により、学校給食費負担者が前項の納期限までに学校給食費を納付することができないと認めるときは、当該納期限を延長することができる。

(学校給食費の納付方法)

第8条 学校給食費負担者は、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定による市の指定を受けた金融機関における口座振替の方法により学校給食費を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、口座振替の方法以外の方法により学校給食費を納付させることができる。この場合において、市長は、地方自治法第231条の規定により、学校給食費負担者に納入の通知をするものとする。

(学校給食の停止等の届出)

第9条 保護者等は、その児童生徒が負傷、疾病その他やむを得ない事由により学校給食の実施される日において連続して7日以上学校給食を受けることができなくなる場合において、当該児童生徒に対する学校給食の供給の停止を希望するときは、その停止を受けようとする期間の初日前3日までに、洲本市学校給食（停止・再開）届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

- 2 保護者等は、前項の規定により停止を受けた学校給食の供給の再開を希望するときは、その再開を受けようとする日前3日までに洲本市学校給食（停止・再開）届により市長に届け出なければならない。

- 3 前2項に規定する期間の計算については、休日は、算入しない

(学校給食の中止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食の全部又は一部の実施を中止することができる。

- (1) 市立学校において洲本市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成18年洲本市教育委員会規則第12号）第3条第4項の規定により臨時に授業が行われなかったとき。
- (2) 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条の規定による気象警報が発せられたときその他災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 感染症の発生の予防又はまん延の防止のため必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食を実施することが困難又は不適當であると認めるとき。

- 2 前項の規定により学校給食の実施が中止されたことにより、学校給食を受けなかった児童生徒又は教職員等に係る学校給食費については、その負担を要しないものとする。

(学校給食の廃止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童生徒又は教職員等に対する学校

給食の供給を廃止するものとする。

- (1) 学校教育法施行令第5条第2項又は第8条の規定により、当該児童生徒が就学すべき学校として市立学校以外の学校が指定されたとき。
- (2) 学校教育法施行令第9条第1項の規定により、市立学校以外の学校における当該児童生徒の就学に関する承諾を受けたとき。
- (3) 退職その他の事由により教職員等でなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が当該児童生徒又は教職員等に学校給食を供給することが不適當であると認めるとき。

(学校給食費の還付)

第12条 市長は、学校給食費負担者から徴収した学校給食費に過納又は誤納のあるときは、当該過納又は誤納に係る学校給食費の額を当該学校給食費負担者に還付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による還付を決定したときは、市長が別に定める学校給食費還付通知書により当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(学校給食費の充当)

第13条 市長は、前条第1項に規定する場合において、当該学校給食費負担者につき納期限までに完納されていない学校給食費があるときは、同項の規定による還付に代えて、当該還付をすべき額をその学校給食費に充当することができる。

- 2 市長は、前項の規定による充当を決定したときは、市長が別に定める学校給食費充当通知書により当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(学校給食費に係る債権の管理)

第14条 学校給食費に係る債権の管理については、洲本市債権の管理に関する条例（平成20年洲本市条例第49号）の定めるところによる。

(補則)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の洲本市立小学校及び中学校における学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則の規定は、この規則の施行の日以後に供給された学校給食に係る学校給食費の徴収について運用する。

様式第1号（第5条関係）

学校給食申込書

洲本市長 宛

年 月 日

私は、洲本市立小学校及び中学校における学校給食費の徴収に関する規則第5条第1項の規定により、その児童生徒が洲本市立の小学校及び中学校に在籍する間において、同規則で定める事項を内容とする学校給食の供給を受けたいので、次のとおり申し込みます。なお、本申込みに当たって、学校給食費の納付、同規則の規定の遵守及び次の個人情報の取扱いの同意をすることを表明し、かつ保証します。

申込者 (保護者等)	フリガナ			
	名 前			
	住 所	〒		
	連 絡 先	TEL		
児童生徒 (学校給食を受ける者)	フリガナ			
	名 前			
	生年月日	年 月 日		
	学 校 名	洲本市立	学年 組	

- ・本申込書は、上記の児童生徒が洲本市立の小学校及び中学校に引き続き在籍している期間中有効となります。
- ・学校給食費に関する債務については、親権者の一方が本申込みをした場合であっても、民法第761条に規定する日常家事債務として、他の一方も連帯してその責任を負うことになります。
- ・食物アレルギー等がある場合は、必ず学校に御相談ください。

本申込書をもって、洲本市及び洲本市教育委員会が保有する私及びその児童生徒の個人情報（学齢簿、就学援助等に関する情報）を学校給食事業の実施に必要な範囲内において、相互に利用し、又は提供することを同意します。また、学校給食費に未納が生じた場合は、洲本市が当該債権の管理に必要な範囲内において、これらの個人情報を自ら利用し、又は外部に提供することを同意します。

児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

洲本市長 宛

私は、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、市町村長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）の額から、学校給食費につき、当該児童手当等の支払期日をもって支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当等から学校給食費の支払に充てるものとします。

年 月 日

児童手当等受給者（保護者等）

名前 _____ 印

住所 _____

※児童手当等受給者が学校給食費を滞納している場合に、本申出をしていただくことにより、児童手当等から徴収を実施する制度です。

年 月 日

洲本市学校給食（停止・再開）届

洲本市長 宛

保護者等

(学校給食費負担者)

住所 _____

氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

学校給食の供給の（停止・再開）を受けたいので、洲本市立小学校及び中学校における学校給食費の徴収に関する規則第9条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

児童生徒 (学校給食を受ける者)	学 校 名	洲本市立	年 組
	フリガナ		
	氏 名		
停止 する とき	停止の理由	1. 負傷・疾病・入院 2. その他 []	
	停止予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
再開 する とき	再 開 日	年 月 日	